（航空交通管制業務に関する告示の一部改正）

第三条　航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）				
佐賀空港	佐賀空港出張所	飛行場管制業務	佐賀タワー	８時から19時30分まで。ただし、７時45分から８時まで及び19時30分から19時45分までの間は、航空交通の状況に応じて運用する。
	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	６時45分から22時15分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
（略）				

改正前

別表第１（第１項関係）

空港等	航空交通管制業務を行なう機関	航空交通管制業務の内容		
		種類	無線呼出名称	運用時間
（略）				
佐賀空港	福岡空港事務所	進入管制業務	福岡アプローチ	６時45分から22時15分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	福岡レーダー	
（略）				

（航空交通情報圏を指定する告示の一部改正）

第四条　航空交通情報圏を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第六百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

航空交通情報圏を指定する空港等	航空交通情報圏	
	名称	空域
（略）		

改正前

航空交通情報圏を指定する空港等	航空交通情報圏	
	名称	空域
（略）		